



平成 18 年 5 月 10 日

各 位

会 社 名 株式会社 井筒屋
代 表 者 名 取締役社長 中村 真人
コ ー ド 番 号 8260(東証第1部・福証)
問 合 せ 先 常務取締役 山口 正
T e l 0 9 3 - 5 2 2 - 3 6 4 0

内部統制システム構築の基本方針に関する決議のお知らせ

当社は、平成 18 年 5 月 10 日開催の取締役会において、内部統制システム構築の基本方針に関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせします。

記

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
(会社法第 362 条第 4 項第 6 号)
 1. 当社は取締役会・監査役会・会計監査人による経営管理体制をとる。
 2. 取締役会は取締役会規程に則り、経営上の重要事項の決議を行い、または報告を受ける。取締役をはじめ、業務執行を担当する執行役員は、取締役会決議に基づき業務執行を行い、その状況を取締役に報告する。取締役の職務執行の法令・定款への適合性については、取締役相互で監視し合う他、監査役会による監査を受ける。
 3. 代表取締役は計算書類を監査役会及び会計監査人に提出し、監査を受けるものとする。
 4. 当社は社外取締役を選任し、客観的視点での経営のアドバイスとチェックを受ける。
 5. 当社は監査役による監査の実効性を確保するため、取締役から独立した社外監査役を選任するとともに、監査役の監査環境の整備を図る。
 6. 代表取締役はコンプライアンス、適切なりスク管理体制確立のための取り組みの状況(内部通報の状況を含む)につき、三ヶ月に一度以上取締役会に報告することとし、重大な不正事案等が発生した場合には直ちに取締役会に報告するものとする。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に対する体制
(会社法施行規則第 100 条第 1 項第 1 号)
 1. 取締役会は文書取扱規程を定め、次の文書(電磁的記録を含む)について関連資料とともに文書取扱規程に基づき、保管、管理する。
 - 株主総会議事録
 - 取締役会議事録
 - 常務会議事録

- 執行役員会議事録
 - 計算書類
 - 決裁書
 - その他取締役会が決定する書類
2. 前項に掲げる文書以外の文書についても、その重要度に応じて、保管期間、管理方法を文書取扱規程で定める。
 3. 代表取締役は取締役、執行役員、社員に対し、文書取扱規程に従って文書の保存、管理を適正に行うよう指導する。

3. 損失の危険に関する規程その他の体制

(会社法施行規則第 100 条第 1 項第 2 号)

1. 当社は適切なリスク管理体制整備のために以下の措置をとる。
 - 井筒屋グループのリスク管理基本方針を策定し、グループ企業を含めた各部門に浸透を図る。
 - 当社コンプライアンス室長を委員長とし、各店店長の他、主要なリスク事項を管理する部門の責任者を構成員とする危機管理委員会を設置する。事務局はコンプライアンス室が担当し、各部門に対する指導権限を持つ。
 - 関連する法規の制定・改正、当社グループ及び他社で重大な不祥事、事故が発生した場合等においては速やかに必要事項を周知徹底する。
 - リスクその他の重要情報の適時開示を果たすため、代表取締役に直ちに報告すべき重要情報の基準や、報告された情報が開示すべきものかどうかの判断基準となる開示基準等、必要な規程、体制を整備する。
 - リスク管理基本方針を受け、大規模な事故、災害、不祥事等が発生した場合の危機対応のための規程、組織を整備する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(会社法施行規則第 100 条第 1 項第 3 号)

1. 取締役会は取締役をはじめ、業務執行を担当する執行役員の職務委嘱及びその職務分掌に基づき、業務の執行を行わせる。
2. 取締役会は取締役会、常務会、執行役員会等の重要な意思決定機関と、執行役員の決裁基準を設定する。

5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(会社法施行規則第 100 条第 1 項第 4 号)

1. 当社はコンプライアンスを確立するための体制整備のため、次の措置をとる。
 - 当社とグループ企業を含めた企業集団全体の「企業行動の基準」を策定し、グループ企業を含めた社員全員への浸透を図る。

- コンプライアンス室を当社に設置し、当社とグループ企業に対する指導権限を与える。
- 当社とグループ企業を含む各部門にコンプライアンスオフィサー(コンプライアンス責任担当者)を配置する。
- 当社とグループ企業を含めた企業集団全体の「企業行動の基準」を受け、コンプライアンスマニュアルを策定するとともに、その他業務の適正化のための規程の整備を行う。
- 関連する法規の制定・改正、当社グループ及び他社で重大な不祥事、事故が発生した場合等においては速やかに必要事項を周知徹底する。
- 公益通報者保護法の施行を受け、内部通報制度を整備し、社員に対してその周知を図る。
- 内部監査部門である業務監査室を当社に設置し、各部門の業務プロセス等を監査し、その改善に努める。
- 「企業行動の基準」等、コンプライアンスに関する規程その他の業務の適正化に向けた取り組み状況について、株主、投資家、社会に対して積極的に開示する。

6. 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(会社法施行規則第 100 条第 1 項第 5 号)

1. 業務の適正を確保するための体制の整備を図るグループ企業は次のとおりとする。
 - (株)博多井筒屋、(株)久留米井筒屋、(株)宇部井筒屋、(株)飯塚井筒屋、(株)レストラン井筒屋、(株)エッグ、(株)井筒屋友の会、井筒屋商事(株)、(株)井筒屋ファッションサービス、(株)井筒屋外商サービス、井筒屋サービス(株)、(株)井筒屋総合保険、(株)エクリュ・ジャポン
2. 企業集団全体の業務の適正を確保するために次の措置をとる。
 - 当社とグループ企業を含めた企業集団全体の「企業行動の基準」を策定し、グループ企業を含めた社員全員への浸透を図る。
 - コンプライアンス室及び危機管理委員会を当社に設置し、グループ企業に対する指導権限を与える。
 - 当社とグループ企業を含めた企業集団全体の「企業行動の基準」を受け、コンプライアンスマニュアル、文書管理規程、その他の業務の適正化のための規程を整備する。
 - 関連する法規の制定・改正、当社グループ及び他社で重大な不祥事、事故が発生した場合等においては速やかに必要事項を周知徹底する。
 - 公益通報者保護法の施行を受け、当社とグループ企業共通の内部通報制度を整備し、社員に対してその周知を図る。
 - 内部監査部門である業務監査室を当社に設置し、各部門の業務プロセス等を監査し、その改善に努める。
 - 当社とグループ企業のコンプライアンスその他の業務の適正化に向けた取り組み状況について、株主、投資家、社会に対して積極的に開示する。

- リスクその他の重要情報の適時開示を果たすため、代表取締役に直ちに報告すべき重要情報の基準や、報告された情報が開示すべきものかどうかの判断基準となる開示基準等、必要な規程、体制を整備する。
- 当社コンプライアンス室はグループ企業独自の業務の適正化のための体制の整備について、必要な助言、支援を行う。また、グループ企業で大規模な事故、災害、不祥事等が発生した場合には、グループ企業からの要請を受け、危機対応のための助言、支援を行う。

7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

(会社法施行規則第 100 条第 3 項第 1 号)

1. 監査役の職務を補助するため監査役室を設置し、監査役の業務を補助すべき使用人を置く。

8. 使用人の取締役からの独立性に関する事項

(会社法施行規則第 100 条第 3 項第 2 号)

1. 監査役室の使用人は取締役の指揮命令に服さないものとし、その人事考課については監査役が行う。これらの者の異動、懲戒については監査役の同意を得る。

9. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

(会社法施行規則第 100 条第 3 項第 3 号)

1. 監査役は取締役会、常務会等の重要な会議に出席できる。
2. 監査役は代表取締役と定期的に会合を持ち、会社に対処すべき課題及び監査上の重要課題等について意見交換し、あわせて必要と判断される要請を行うことができる。
3. 取締役及び使用人は監査役に対して、会社の業務に違法または著しく不当な事実を認め、会社に著しい損害または重大な事故等を招くおそれがある事実を認め、認められた時には当該事実に関する事項を速やかに報告する。
4. コンプライアンス室長は内部通報制度による通報の状況について速やかに報告する。

10. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(会社法施行規則第 100 条第 3 項第 4 号)

1. 監査役は、内部監査部門である業務監査室と緊密な関係を保ち、内部監査の実施状況について適宜報告を受ける。
2. 監査役は、監査に当たり重要な帳票・書類等の提出や状況説明を求める等の調査権を有す。

以上